

物品売払契約書

売払人 由布市長 相馬 尊重（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○（以下「乙」という。）とは、物品の売払いについて、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、この契約書及び仕様書に基づき、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売払物品）

第2条 売払物品の内容は、仕様書に記載のとおりとする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約の履行を担保するため、契約保証金として、金 円を、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、由布市契約事務規則第7条の規定に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 甲は、乙がこの契約を適正に履行したときは、契約保証金を還付する。ただし、契約保証金は、売払代金に充当することができる。

（物品の引渡し及び保管責任）

第4条 甲は、仕様書に定める引渡場所において、乙に売払物品を引き渡すものとする。

2 乙は、前項の引渡しを受けた時から第8条による所有権の移転を受ける時まで、善良な管理者の注意をもって売払物品を管理しなければならない。この期間中に売払物品が滅失又はき損したときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

（売払代金の納入）

第5条 この契約に係る売払代金の額は、○○○円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、○○○円）とする。

2 甲は、前項の売払代金の額について納入通知書を発行し、乙に送付するものとする。

（所有権の移転及び事後責任）

第6条 売払物品の所有権は、甲が業務の履行の確認時に、甲から乙に移転するものとする。

2 所有権移転後における売払物品の処分（再販売、再資源化等）については、乙が一切の責任を負うものとし、甲は関知しない。

（契約不適合責任の免責）

第7条 乙は、売払物品が中古品であることを承諾したものとし、売払物品に品質不良等の契約不適合があっても、甲に対して異議を申し立てないものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、この契約に違反したとき。

(2) 売払代金を指定された期日までに納付しないとき。

(3) 乙（法人にあつては役員等を含む。）が、由布市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。

(解除に伴う違約金)

第9条 前条の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金)

第10条 乙が履行期間内に本契約に基づく業務を完了することができない場合は、甲は、契約金額に遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を徴収することができる。

(履行期間)

第11条 この契約の履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年1月29日までとする。

(管轄裁判所)

第12条 この契約に関する訴訟については、大分地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第13条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた場合は、仕様書及び由布市契約事務規則の定めるところによるほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 大分県由布市庄内町柿原302番地

由布市長 相馬 尊重 印

(乙) 住所

氏名

印